

議案第24号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり定める。

令和6年2月19日提出

三田市長 田村克也

三田市条例第 号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(三田市民病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 三田市民病院事業の設置等に関する条例(昭和41年三田市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

(三田市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 三田市水道事業の設置等に関する条例(昭和43年三田市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

(昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の一部改正)

第3条 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例(平成元年三田市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第243条の2の2」を「第243条の2の8」に改める。

(三田市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第4条 三田市下水道事業の設置等に関する条例(平成24年三田市条例第66号)の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

(三田市オンブズパーソン条例の一部改正)

第5条 三田市オンブズパーソン条例(平成25年三田市条例第41号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。